

# 時代が求めた ガン保険 Guard X

終身ガン治療保険

この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
		○				○*

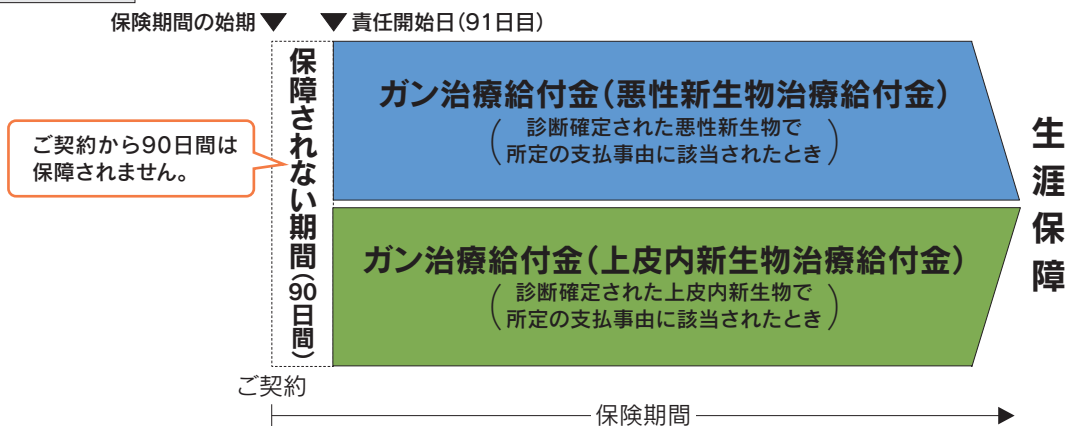
**MetLife**  
メットライフ生命

\*健康支援給付金特則を付加した場合

## 1 商品の特徴としくみ

- 生涯にわたり、診断確定されたガン(悪性新生物および上皮内新生物)による所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療の保障を準備できる商品です。
- 特約を付加することで、ガンと診断確定されたときの一時金、ガンによる所定のホルモン剤治療、ガンの治療を目的とした通院、ガンにより先進医療による療養を受けられたときの保障などを追加できます。

しくみ図(イメージ)



## プラス 特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

### 付加できる主な特約

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> ガンによるホルモン剤治療の保障<br>終身ホルモン剤治療給付特約 | <input type="checkbox"/> ガンの先進医療の保障<br>ガン先進医療給付特約(2013) | <input type="checkbox"/> 悪性新生物と診断確定された際の<br>保険料払込免除<br>終身ガン保険料払込免除特約(2013) |
| <input type="checkbox"/> ガンの通院保障<br>終身ガン通院サポート給付特約        | <input type="checkbox"/> ガンの入院保障<br>終身ガン入院給付特約(2013)    | <input type="checkbox"/> 給付金代理請求特約   |
| <input type="checkbox"/> ガン診断確定時の一時金保障<br>終身ガン診断給付特約      | <input type="checkbox"/> 女性特有のガン手術の保障<br>終身女性特定ケア給付特約   |  |

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

## 2 主なお取り扱いについて(主契約) ※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	0歳～満80歳
最低給付金額	30万円
保険期間	終身
解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。ただし、健康支援給付金特則に対応する部分を除きます。
契約者配当	ありません。

### 3 主な保障内容(主契約)

名称		支払事由	支払金額	支払限度
ガン治療 給付金	悪性新生物 治療給付金	診断確定された悪性新生物で、公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき*1 ※最上位の進行度を示す病期*2と診断され、その日以後に入院または通院をされた場合も対象となります	ガン治療給付金額	悪性新生物治療給付金・ 上皮内新生物治療給付金 それぞれについて、1年に 1回を限度に、支払限度の 型に応じて、5回(5回型)、 10回(10回型)
	上皮内新生物 治療給付金	診断確定された上皮内新生物で、公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき*1	ガン治療給付金額 の50%	

\*1 所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療には、先進医療など支払対象にならない治療があります。

\*2 最上位の進行度を示す病期とは、例えば、胃ガンの場合はTNM分類のⅣ期、悪性リンパ腫の場合はAnn Arbor分類のⅣ期、慢性リンパ性白血病の場合はRai分類のⅣ期およびBinet分類のC期などをいいます。詳細は約款をご確認ください。

#### ■ 保険料払込期間満了後死亡保険金について

- 保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)、保険料払込期間満了後に死亡された場合に、保険料払込期間満了後死亡保険金(ガン治療給付金額の10%)をお支払いします。

#### ■ 健康支援給付金について(健康支援給付金特則を付加した場合)

- 健康支援給付金支払基準日(契約日から5年ごとの年単位の契約応当日)の前日末に生存されているとき、健康支援給付金(ガン治療給付金額の5%)をお支払いします(最長90歳まで)。

### 4 その他の事項

#### ■ ご確認ください

- 責任開始日以後に診断確定されたガン(悪性新生物および上皮内新生物)を保障します。
- ご契約から90日間は保障されません。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社

**MetLife**  
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社  
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3  
www.metlife.co.jp